

■ 証券情報 ■

V_2%_2050年8月15日満期 USD	
発行体	ビザ(Visa Inc.)
参考価格 68.20 参考年利回り 3.85% <small>※上記参考価格および参考年利回りは、2022年5月9日午前9時現在(日本時間)の参考販売価格、参考利回りです。実際にお買付けになる場合には、日々変動しますので、買付時に弊社にてご確認ください。</small>	
発行体もしくは保証体格付け	AA- (S&P) / Aa3 (Moody's) 2021年9月7日 現在 ※格付機関については、別紙「無登録格付に関する説明書」をご確認ください。
券面金額	10,000 USD
申込単位	10,000 USD 以上、券面金額の整数倍
発行日	2020年8月17日
満期償還日	2050年8月15日
利払日	年 2 回
年率(税引前)	固定 : 2.00% 30/360
償還条項	発行体は発行額の全部またはその一部をいつでも発行体の任意で期限前償還することができる。償還価格は、2050年2月15日より前なら@100%もしくは米国債利回り+15.0bpで計算される価格のいずれか高い方、以降は@100.00%となる。一部償還が実施される場合、償還対象となる債券は預託機関の規則に基づいて決定される。
営業日	休日参照都市の銀行営業日 ※元利金の国内支払日は、預託機関の所在地であるルクセンブルグの銀行営業日の影響を受けます。
休日参照都市	東京 ニューヨーク
営業日規定	翌営業日基準(Following) ※利払日が休日の場合は翌営業日を利払日とする。
信用補完の内容	なし
他の債券との弁済順位の関係	上位無担保債
発行地	グローバル市場
預託機関	ユーロクリア クリアストリーム DTC
上場	重複上場
準拠法	ニューヨーク州法

■ 当社概要 ■

商号等	: くにうみ AI 証券株式会社 第一種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1627 号
本店所在地	: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2 丁目 2-3 丸の内仲通りビル
加入協会	: 日本証券業協会
指定紛争解決機関	: 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	: 10,750 万円
主な事業	: 金融商品取引業
設立年月	: 2007 年 2 月
連絡先	: 03-5288-6766 (代表)

■ 本債券の主なリスク ■

本債券への投資をお考えの際には、以下の主なリスク要因をご検討ください。以下のリスクの説明および留意事項は、当該商品の「契約締結前交付書面」及び「外国証券情報」等に記載するもののうち一部の要約です。詳細はそれらにてご確認ください。

元本割れリスク（為替リスク）

本債券は外貨建債券です。償還時、また途中売却時の為替のレートが購入時の水準より円高の場合は、円換算金が当初出資円金額を下回り、投資元本を割り込む恐れがあります。

流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていないため、途中売却をご希望された場合でも途中売却できない可能性があります。

信用リスク

本債券の利息および償還金額等の支払いは発行者（信用補完提供者を含む）の義務となっています。したがって、発行者（信用補完提供者を含む）の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化（格付機関による格付の変更）等により発行者（信用補完提供者を含む）が本債券の利息または償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

価格変動リスク（金利変動リスク）

本債券の価格は、基本的に金利等の指標の変化に対応して変動しますので、仮に途中売却ができたとしても、元本に著しい損失が生じる可能性があります。

早期償還による再投資リスク

本債券は、満期償還日より前に早期償還されることがあります。この場合、早期償還された金額を再投資する時の利回りが、仮に本債券が存続した場合の利回りを下回ることがあります。

カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、本債券の資産価値が減少する可能性があります。

■ 手数料などの諸費用について ■

ご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。

（手数料などの諸費用はありません。）

■ ご留意いただきたい事項 ■

本債券は、本邦の金融商品取引法に基づく開示が行われておりません。

お客様は、本資料のいかなる意見または推奨に基づき投資行動をとる場合でも、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家に助言を求めて下さい。

本債券を途中売却する場合、債券価格は金利変動等の影響を受け変動しますので、債券価格が下落し、損失が生じる恐れがあります。また、外貨建債券の場合、債券単価では利益が生じている場合でも、売却時の為替変動により、円貨受取売却金額ベースでは損失が生じる恐れがあります。

日本国の租税に関する現行法令上、本債券のように支払が不確定である債券について、その取扱いを明確に規定したものはありません。よって将来、日本の税務当局が本債券のように支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは税法について異なる解釈をした場合、本債券に対して投資したお客様の課税上の取扱いが、本資料に述べるものと著しく異なる可能性があります。

お客様に対して税務アドバイスを提供しておらず、すべての投資家は投資行動を起こすにあたって、逐次税務顧問に相談されることを強くお勧めします。

譲渡益および償還差益は、譲渡所得として申告分離課税（20.315%）の対象となります。譲渡損および償還差損は、上場株式等の譲渡損益の他、上場株式等の利子・配当金・配当所得等と損益通算が可能です。また、その年の損益通算でなお控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以降3年間の繰越控除が可能となります。

今後税制が改正されれば変更になる場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。

本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性に関する責任を負いません。

本資料の一部または全部を、複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、当社の書面による許可なく再配布することを禁じます。

お申込みの際には、「外国証券取引口座約款」の内容を十分にご確認ください。また、外国証券取引口座の開設が必要になります。

ご投資にあたっては、当該商品の「契約締結前交付書面」及び「外国証券情報」等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、投資判断はご自身でされますようお願いいたします。